

三泗特別支援学級連合運動会に参加しました。

7月7日、さくら学級は、四日市ドームにて開催された三泗特別支援学級連合運動会に参加しました。コロナウイルス感染症対策のため、規模が縮小されていましたが、参加した児童は、小学生80m走と小中合同玉入れに出場しました。

連合運動会が早い時刻に終了したので、その後は、近くの体育館で計画していた「さくら学級運動会」を開催しました。たくさんの種目をみんなで協力して取り組みました。借り物競争、お玉リレーをはじめ、親子対抗のドッジビー（スポンジ製のフリスビーをボール代わりにしたドッジボール）でも盛り上がりました。

今回の運動会では、「競技にがんばって参加したこと」「自分が出ていないときの拍手で応援できたこと」「いろいろな気持ちをもっていただけども、みんなで協力できたこと」など、とてもステキな子どもたちの姿にふれることができました。

メディアリテラシーを育てるための学習をしました。

7月8日に3年生では、メディアリテラシー（メディアを読み解く能力、活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションする能力）を育てるための学習をしました。四日市市のすべての小学校で取り組まれており、本校では、「羽津小学校学校づくりビジョン」の「重点Ⅱ 心の教育の充実」に位置づけた人権学習の一環として、公益財団法人 反差別・人権研究所みえの研究者である安田賢行さんを講師としてお招きして、各クラスで取り組みました。

安田研究員からは、「自分や友だちを大切にインターネットの付き合い方」というテーマで、まず、「人権」はだれにでもあり、人権が大切にされているということは、「いやなことを言われない」「うれしい気持ちになる」「話を聞いてもらえる」「なかまはずれにならない」「秘密は守られる」ことだと教えていただきました。次に、インターネットを使っていることができるLINEなどのメッセージのやりとり、動画、ゲームなどには年齢制限があり、大人といっしょでないと使えないこと、大人とルールを決めることなど、付き合い方を教えていただきました。そして、インターネットで「どうしてまちがった使い方をしてしまうのか」を考えると、「クラスで人権が大切にされていないから、そのはけ口として、インターネットを使ってよくないことをしてしまうこともある」と教えていただきました。あらためて、インターネットとつきあっていくためのマナーやルールはもちろん、日常から「人権を尊重する仲間づくりの推進」との両輪を大切にすることが必要だと感じさせてもらいました。



19日にタブレットを持ち帰ります。

タブレットを持ち帰り、学習用として家庭学習でご利用いただくために、以下のことをお願いします。

1. お子様と一緒に「四日市市 タブレット学習をはじめの前に」(保護者用 青色の表紙)と、「四日市市 タブレット端末操作ガイド」(児童・生徒用)、別紙「家庭学習のためのタブレットルール」、教育委員会発行の「夏休み家庭学習×タブレット」を読んで、個人情報保護、人権侵害、著作権、安全性やネットワーク上のルール・マナーなどについて、話し合ってください。
3. 学童保育所等での利用は、学童毎に・施設毎にルールが違うので、そこでのルールに従ってください。
4. 各家庭でネットにつなげるためには、ネットワーク設定を「家庭用」に切り替えていただく必要があります。初めはお子様と一緒に切り替えをしてあげてください。今後、お子様が自分でできるようになれば、お子様に任せていただいて結構です。家庭での設定の仕方については、「四日市市 タブレット端末操作ガイド」のP25・26に記載されています。「夏休み家庭学習×タブレット」の裏面にP25③のバージョンアップに伴う変更点が書かれています。参考にしてください。
5. 充電用アダプターが一つしかないため、充電は各家庭でお願いすることになります。
6. 先日もお知らせしましたが、タブレット端末の将来的な利活用のため、本校のタブレットに「タブレットドリル算数」という学習用ソフトをPTA会費で対応していただき、全児童に導入しました。来年度以降、四日市市教育委員会も導入の検討を始めています。
 タブレットドリルは、自分で取り組みたいプリントを開き、タッチペンで解答を書き入れ、AIが採点し、学習を進めるかどうかを選ぶことができるソフトです。夏季休業中には、全員が取り組んで欲しいページだけは各学年で指定いたします。学年だよりをご欄ください。自主学習で、他学年のプリントを選ぶこともできます。
 基本は、各家庭でネット環境につなげてご利用いただくソフトですが、前回調査で家庭にネット環境がないとご報告いただいている場合は、オフラインでこのソフトを利用いただける設定にして、タブレットをお渡しします。
7. タブレット端末関連のIDとパスワード等(3種類)を記した紙を「四日市市 タブレット端末操作ガイド」(児童・生徒用)の冊子に貼り付けました。絶えずこの冊子をタブレットケースに入れて、大切に保管してください。
8. タブレットを普通に使用して不具合などがあった場合は、学校へ連絡をしてください。その場合は、補償範囲となります。ただし、故意に設定変更などをして不具合が生じたり、タブレットケースを振り回して落として故障させたりした場合などは、補償対象になりません。もとに戻すためにかかる作業代や修理代を家庭でご負担いただく場合もあります。学校を通さず修理等に出すことはできません。夏季休業中に故障などがおりましたら、学校へご連絡ください。学校閉校中・土日祝日は対応できませんので、お知りおきください。

